

静岡県流域下水道事業財務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月29日

静岡県知事 川勝平太

静岡県規則第45号

静岡県流域下水道事業財務規則の一部を改正する規則

静岡県流域下水道事業財務規則（平成31年静岡県規則第35号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(支出事務の委託)</p> <p><b>第61条</b> <u>私人</u>に支出事務を委託する場合は、債権者、債権者別支払金額、支払期日等を明らかにして委託契約を締結しなければならない。</p>	<p>(支出事務の委託)</p> <p><b>第61条</b> <u>地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「自治法」という。）第243条の2第2項に規定する指定公金事務取扱者（以下「指定公金事務取扱者」という。）</u>に支出事務を委託する場合は、債権者、債権者別支払金額、支払期日等を明らかにして委託契約を締結しなければならない。</p>
<p>(使用許可又は貸付け)</p> <p><b>第122条</b> 課長及び所長は、固定資産の使用の許可（<u>地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「自治法」という。）第238条の4第7項の規定による許可をいう。</u>以下「行政財産の使用許可」という。）又は固定資産の貸付けをしようとする場合は、申請者から行政財産の使用許可申請書（様式第77号）又は固定資産の借受申込書を徴し、知事の決裁を受けなければならない。</p>	<p>(使用許可又は貸付け)</p> <p><b>第122条</b> 課長及び所長は、固定資産の使用の許可（<u>自治法第238条の4第7項の規定による許可をいう。</u>以下「行政財産の使用許可」という。）又は固定資産の貸付けをしようとする場合は、申請者から行政財産の使用許可申請書（様式第77号）又は固定資産の借受申込書を徴し、知事の決裁を受けなければならない。</p>
2・3 (略)	2・3 (略)
<p>(支出予算執行の伺い)</p> <p><b>第147条</b> (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第1項の規定にかかわらず、次に掲げる経費については、当該各号に定める書類の決裁をもって支出予算執行伺の決裁に代えることができる。</p> <p>(1) 報酬、給料、職員手当等、法定福利費、旅費、報償費（役務の対価として支払う経費であって別に単価の定めがあるもの及び</p>	<p>(支出予算執行の伺い)</p> <p><b>第147条</b> (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第1項の規定にかかわらず、次に掲げる経費については、当該各号に定める書類の決裁をもって支出予算執行伺の決裁に代えることができる。</p> <p>(1) 報酬、給料、職員手当等、法定福利費、旅費、報償費（役務の対価として支払う経費であって別に単価の定めがあるもの及び</p>

弁護士報酬に限る。)、需用費(光熱水費に限る。)、役務費(郵便料、電信電話料、公金収納取扱手数料及び自動車リサイクル料に限り、物品の購入に充てる経費を除く。)、賃借料(日本放送協会に対し支払う受信料及び有料道路通行料に限り、物品の購入に充てる経費を除く。)、動力費、負担金、研修費、保険料(自動車損害賠償責任保険料に限る。)、公課費、企業債利息、長期借入金利息、一時借入金利息、企業債手数料及び取扱費、消費税及び地方消費税並びに元金償還金 支払伝票

(2)~(4) (略)

(検査の範囲)

第161条 (略)

2 (略)

3 会計管理者は、支出事務を私人に委託した場合においては、職員をして当該委託に係る支出事務について、検査を行わせるものとする。

様式第74号 (略)

(略)

引継者 職 氏 名 印

引受者 職 氏 名 印

(略)

弁護士報酬に限る。)、需用費(光熱水費に限る。)、役務費(郵便料、電信電話料、公金収納取扱手数料、公金振込手数料及び自動車リサイクル料に限り、物品の購入に充てる経費を除く。)、賃借料(日本放送協会に対し支払う受信料及び有料道路通行料に限り、物品の購入に充てる経費を除く。)、動力費、負担金、研修費、保険料(自動車損害賠償責任保険料に限る。)、公課費、企業債利息、長期借入金利息、一時借入金利息、企業債手数料及び取扱費、消費税及び地方消費税並びに元金償還金 支払伝票

(2)~(4) (略)

(検査の範囲)

第161条 (略)

2 (略)

3 会計管理者は、支出事務を指定公金事務取扱者に委託した場合においては、職員をして当該委託に係る支出事務について、検査を行わせるものとする。

様式第74号 (略)

(略)

引継者 職 氏 名

引受者 職 氏 名

(略)

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。ただし、第147条第3項第1号の改正は、令和6年10月1日から施行する。